

令和 3 年度

浜松市の市税のすがた

～ 令和 2 年度市税決算の状況 ～

浜 松 市

目 次

I	浜松市の税のあらまし	1
1	はじめに	1
2	浜松市の税	2
3	令和2年度市税の決算状況	6
(1)	収入額の状況	6
(2)	収入率の状況	8
(3)	滞納繰越額の状況	10
(4)	滞納繰越額の推移	11
(5)	不納欠損処理の状況	12
<参考>	令和3年度市税予算の概要	13
II	持続可能で安定的な税務行政への取組	14
1	収入率向上への取組	14
2	市税滞納削減アクションプラン	15
3	令和2年度の取組	16
(1)	税収確保に向けた挑戦	16
(2)	新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦	20
4	令和2年度の実績	22
(1)	個人市民税納期内収入率	22
(2)	累積滞納額	22
(3)	現年分収入率	23
III	国・県との関わり	24
1	国と地方の税体系	24
2	市域内税収について	25
3	国に対する要望活動	26
4	国との連携（主な取組）	27
5	県との連携（主な取組）	29
IV	統計からみた浜松市の税	30
1	過去5年間の決算の特徴	30
(1)	税目別収入額の推移	30
(2)	収入額、収入率の推移	34

<注意>

本文中の表・図は、表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しないことがあります。
QRコードの商標は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

市民税（個人・法人）、固定資産税等の市税は、令和2年度浜松市一般会計決算で歳入額の約33%を占めます。市税は、保健福祉・教育・まちづくりをはじめ、様々な市民サービスを継続的に提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただくものであり、公平で適正な賦課徴収を行うことが重要です。

本市では、平成19年度以降、「市税滞納削減アクションプラン」に基づき、収入率向上・滞納額削減に向けた様々な取組を行ってきました。令和元年度には、「第5次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、これまでの対策に加え、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めています。

制度改正はもとより、第4次産業革命によるICTやAIの大幅な進展、人口減少・少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の脅威など市税を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中でも持続可能なまちづくりを進めていくため、デジタルの力を最大限に活用した取組や限られた行政資源を一層活用し、自主財源である市税収入を安定的に確保してまいります。

この「市税のすがた」は、市民の皆様在市税の概要や決算状況等をわかりやすく公表することで、市税への理解を深めていただくことを目的として作成しています。

2 浜松市の税

(1) 市民税

個人市民税

1月1日現在に市内に住所がある人などに課される税

一定以上の所得がある人に一律に課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「所得割」がある。

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
普通徴収	104,850	106,174	△1,324	13,192,372	13,356,567	△164,195
年金特別徴収	54,503	54,454	49	2,432,118	2,427,150	4,968
給与特別徴収	286,032	282,923	3,109	49,995,427	49,458,509	536,918
合 計	421,871	418,838	3,033	65,619,917	65,242,226	377,691

※ 徴収方法が重複する納税義務者もいるため、徴収区分ごとの人数の合計値と表中の合計欄の値は一致しない。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税

資本金等の額や市内従業者数に応じて課される「均等割」と、所得の額に応じて課される「法人税割」がある。

(単位：社、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
法 人	21,780	21,660	120	8,535,708	12,043,021	△3,507,313

【税制改正の内容】

令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人税割の税率が9.7%から6.0%に改正された。

【各税目の詳細】 個人市民税 市税のすがた「資料編」 P13～P19

法人市民税 市税のすがた「資料編」 P20～P25

【県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲】

市税のすがた「資料編」 P14

(2) 固定資産税

1月1日現在の固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課される税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①－② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③－④ 増減
土 地	222,012	220,683	1,329	18,739,817	18,743,487	△3,670
家 屋	247,575	246,235	1,340	25,344,398	24,654,671	689,727
償却資産	13,386	13,057	329	10,968,068	10,929,331	38,737
国有資産等所在 市町村交付金	12	12	0	130,249	127,866	2,383
合 計	482,985	479,987	2,998	55,182,532	54,455,355	727,177

※ 課税区・土地・家屋・償却資産で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

(3) 軽自動車税

4月1日現在の原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される

「種別割」と、軽自動車の取得時に課される「環境性能割」がある。

(単位：台、千円)

区 分	課税台数			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①－② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③－④ 増減
種別割	325,996	324,917	1,079	2,307,903	2,223,333	84,570
環境性能割	5,325	1,344	3,981	90,156	23,024	67,132

【税制改正の内容】

・環境性能割の導入

令和元年10月1日から、自動車取得税(県税)が廃止され、軽自動車の取得時に燃費基準に応じて課される「環境性能割」が導入された。

・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月間延長し、令和3年3月31日までとするもの。(令和3年度税制改正により、現在は令和3年12月31日まで延長)

【各税目の詳細】	固定資産税	市税のすがた「資料編」	P 2 6 ~ P 2 9
	軽自動車税	市税のすがた「資料編」	P 3 0

(4) 市たばこ税

たばこ製造業者や輸入業者などが市内小売店にたばこを売り渡すときに課される税

(単位：本、千円)

区 分	売渡本数等			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
市たばこ税	742,794,256	800,007,744	△57,213,488	4,347,095	4,531,641	△184,546
(臨時)市たばこ 税手持品課税※	44,792,856	301,940	44,490,916	19,261	511	18,750

※ 手持品課税とは、たばこ税の税率が引き上げられる際に、たばこの販売業者が一定数以上の製造たばこを販売のために所持している場合に、税率の引き上げ分に相当する金額を課税すること。

【税制改正の主な内容】

- ・たばこ税の税率改正

令和2年10月1日から、たばこ税の税率が(5,692円/千本)から、(6,122円/千本)に引き上げられた。これに伴い、手持品課税を令和2年10月に実施した。

(5) 鉱産税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対し課される税

(単位：トン、千円)

区 分	産 出 量			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
鉱 産 税	46,542	38,941	7,601	33	27	6

(6) 入湯税

鉱泉浴場(温泉利用施設)の入湯客に対し課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	入湯客数			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
入 湯 税	327,242	818,317	△491,075	49,086	122,748	△73,662

【各税目の詳細】	市たばこ税	市税のすがた「資料編」	P 3 1
	鉱 産 税	市税のすがた「資料編」	P 3 1
	入 湯 税	市税のすがた「資料編」	P 3 1

(7) 事業所税

市内の事務所・事業所で、法人や個人が行う事業に対し課される税

事業所等の床面積に対して課される「資産割」と、従業員の給与総額に対して課される「従業者割」がある。

都市環境の整備や改善に要する費用に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			調 定 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
資 産 割	1,398	1,394	4	4,465,198	4,428,445	36,753
従業者割	278	274	4	946,424	903,876	42,548
合 計	1,676	1,668	8	5,411,622	5,332,321	79,301

(8) 都市計画税

1月1日現在の市街化区域内の土地・家屋の所有者に課される税

街路、公園、下水道整備などの都市計画事業や土地区画整理事業に充てられる目的税

(単位：人、千円)

区 分	納税義務者数			課 税 額		
	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減	③ 令和2年度	④ 令和元年度	③-④ 増減
土 地	131,469	130,894	575	3,830,060	3,837,497	△7,437
家 屋	147,604	146,785	819	3,708,276	3,612,512	95,764
合 計	279,073	277,679	1,394	7,538,336	7,450,009	88,327

※ 課税区・土地・家屋で重複等があり、表中の合計欄は実人数とは異なる。

【各税目の詳細】	事業所税	市税のすがた「資料編」	P 3 2
	都市計画税	市税のすがた「資料編」	P 2 6

3 令和2年度市税の決算状況

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		① 令和元年度 決算額	② 令和2年度 最終予算	③ 令和2年度 決算額	④=③-① 決算 増減額	④÷① 決算 増減率	③-② 予算 増減額
市民税	個人	65,143	65,189	65,506	363	0.56	317
	法人	12,052	7,785	7,923	△4,129	△34.26	138
固定資産税		54,470	54,880	55,065	595	1.09	185
軽自動車税		2,242	2,364	2,395	153	6.82	31
市たばこ税		4,532	4,410	4,366	△166	△3.66	△44
事業所税		5,330	5,310	5,355	25	0.47	45
都市計画税		7,452	7,518	7,522	70	0.94	4
入湯税・鉦産税		121	44	46	△75	△61.98	2
合計		151,343	147,500	148,178	△3,165	△2.09	678

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計額

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和元年度との比較》

市税収入額 1,482 億円 (令和元年度比 △32 億円)

個人市民税：655 億円

給与総額及び給与所得者の増などにより、約 4 億円の増

法人市民税：79 億円

企業収益の縮小により、約 20 億円の減

法人税割税率改正 (9.7%→6.0%) により、約 15 億円の減

徴収猶予により、約 6 億円の減

固定資産税：551 億円

家屋の新築及び増築や企業の設備投資による償却資産の増により、約 6 億円の増

軽自動車税：24 億円

軽四輪自動車の増及び環境性能割適用期間の通年化により、約 2 億円の増

市たばこ税：44 億円

売渡本数の減により、約 2 億円の減

事業所税：54 億円

工場の増設及び従業者数の増により、約 0.3 億円の増

都市計画税：75 億円

家屋の新築及び増築により、約 0.7 億円の増

入湯税・鉱産税：0.5 億円

(入湯税) 入湯客数の減により、約 0.8 億円の減

【決算の詳細】

市税のすがた「資料編」 P 5 ~ P 8

(2) 収入率の状況

令和2年度収入率

(単位：百万円、%、ポイント)

		① 令和2年度 調定額	② 令和2年度 収入額	③=②÷① 令和2年度 収入率	④ 令和元年度 収入率	③-④ 増減
市民税	個人	65,620	64,983	99.03	98.94	0.09
	法人	8,536	7,906	92.62	99.93	△7.31
固定資産税		55,183	54,861	99.42	99.60	△0.18
軽自動車税		2,398	2,378	99.17	98.94	0.23
市たばこ税		4,366	4,366	100.00	100.00	0.00
事業所税		5,412	5,351	98.87	99.91	△1.04
都市計画税		7,538	7,494	99.42	99.59	△0.17
入湯税・鉱産税		49	44	90.06	98.59	△8.53
現年課税分計		149,102	147,383	98.85	99.35	△0.50
滞納繰越分		2,322	795	34.23	36.23	△2.00
合 計		151,424	148,178	97.86	98.33	△0.47

※ 収入率は、円単位で計算

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和元年度との比較》

市税収入率（全体）：97.86%

現年課税分収入率、滞納繰越分収入率ともに低下し、前年度より0.47ポイントの減

・現年課税分収入率：98.85%

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の悪化や徴収猶予_※等により、前年度より0.50ポイントの減

・滞納繰越分収入率：34.23%

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の悪化及び積極的な滞納整理が図れなかったことにより、前年度より2.00ポイントの減

※ 徴収猶予の特例

徴収猶予とは、納税者等が災害や病気等により、市税等の徴収金を納付することができないと認められるとき、納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限度にその徴収を猶予する制度。

令和2年度については新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が認められ、新型コロナウイルス感染症の影響で納税者等に相当な収入の減少があり、やむを得ない理由が認められた場合に徴収が猶予された。

(参考) 徴収猶予の実績 (R2 課税分) (単位：千円)

税目		申請額	申請額	
			R2 収入済額	R3 繰越額
市民税	個人	79,693 (100,300)	31,413 (39,536)	48,280 (60,765)
	法人	673,524	24,483	649,041
固定資産税		588,657	425,635	163,022
軽自動車税		942	787	155
入湯税		1,487	954	532
事業所税		103,251	49,238	54,014
都市計画税		80,605	58,282	22,323
計		1,528,159	590,792	937,367

※ 個人の市民税は、県民税との合算額から R2 確定按分率により算出

※ () は、県民税分を含む値

※ 表示単位数未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位：百万円)

	① 令和2年度	② 令和元年度	①-② 増減
① 前年度末の滞納繰越額	2,333	2,477	△144
② ①のうち、収入額	795	899	△104
③ 執行停止額	198	166	32
④ 時効額	74	92	△18
⑤ 調整額(調定減)	△8	6	△14
⑥ 新規滞納額	1,774	1,007	767
⑦ 年度末滞納繰越額 ①-②-③-④+⑤+⑥	3,032 (937)	2,333	699
⑧ 滞納繰越額の増減 ⑦-①	699	△144	843

※ () は令和2年度課税のうち徴収猶予により翌年度に繰り越した額

科目別内訳

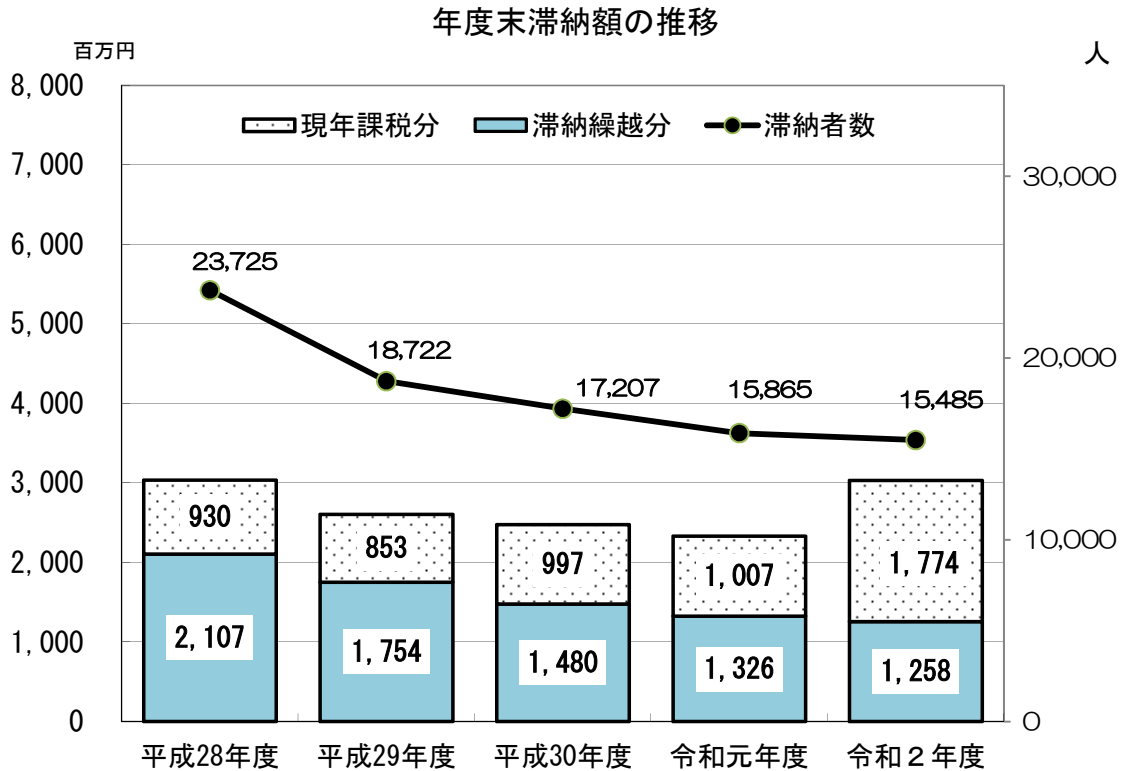
(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和元年度		①-② 増減	
	① 税額	構成比	② 税額	構成比		
市民税	個人	1,555	51.30	1,630	69.86	△75
	法人	697	23.00	52	2.21	645
固定資産税	571	18.83	503	21.55	68	
軽自動車税	62	2.05	71	3.03	△9	
事業所税	63	2.08	7	0.32	56	
都市計画税	78	2.58	69	2.96	9	
入湯税	5	0.16	1	0.07	4	
合計	3,032	100.00	2,333	100.00	699	

※ 割合は、円単位で計算

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

(4) 滞納繰越額の推移



《令和元年度との比較》

令和2年度末滞納繰越額 30 億円（令和元年度比 +7 億円）

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の悪化や徴収猶予等の影響及び積極的な滞納整理が図れなかったことにより、前年度に比べ、約7億円の増となった。
- ・ 年度末時点の滞納者数は、前年度に比べ380人減の15,485人となった。

(5) 不納欠損処理の状況

(単位：件、千円)

			① 令和2年度		② 令和元年度		①-② 増減	
			件数	税額	件数	税額	件数	税額
調定額 (現年課税分+滞納繰越分)			-	151,423,919	-	153,906,160	-	△2,482,241
不納欠損 (調定額に占める割合)			19,737	276,681 (0.18%)	18,790	273,222 (0.18%)	947	3,459
(内 訳)	消滅時効	時効完成	582	5,276	1,143	11,127	△561	△5,851
		執行停止中 時効完成	5,293	68,689	6,300	81,214	△1,007	△12,525
	滞納処分 の執行 停止	執行停止 3年経過	10,394	135,242	6,896	91,054	3,498	44,188
		即時 不納欠損	3,468	67,474	4,451	89,828	△983	△22,354

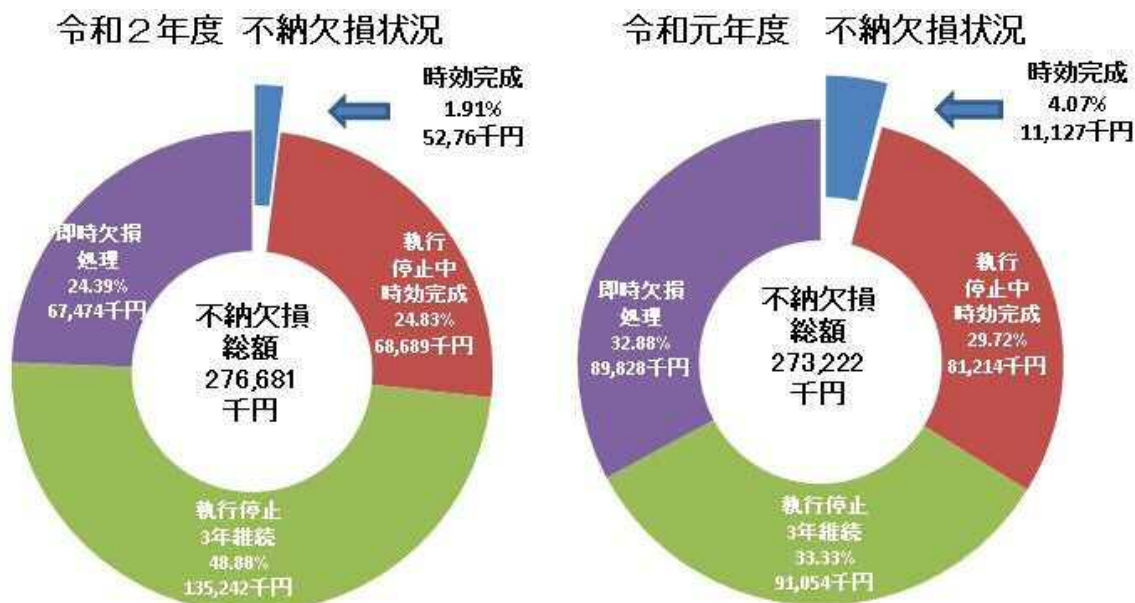
※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

※ 「不納欠損処理」とは、滞納分の徴収が困難となり、徴収の見込みが立たなくなったとして、地方税法に従い市税の納付義務を消滅させることをいう。

《令和元年度との比較》

令和2年度の不納欠損額 2億77百万円 (令和元年度比 +3百万円)

- ・ 執行停止が3年継続し消滅時効になった割合が増加 (R1:33.33%→R2:48.88%) した。



<参考> 令和3年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

		① 令和3年度 当初予算	② 令和2年度 当初予算	③=①-② 増減	③÷② 増減率	令和3年度 構成比
市民税	個人	58,692	65,612	△6,920	△10.55	43.57
	法人	5,710	9,664	△3,954	△40.91	4.24
固定資産税		50,884	54,880	△3,996	△7.28	37.78
軽自動車税		2,440	2,364	76	3.21	1.81
市たばこ税		4,415	4,410	5	0.11	3.28
事業所税		5,222	5,332	△110	△2.06	3.88
都市計画税		7,278	7,518	△240	△3.19	5.40
入湯税・鉱産税		59	120	△61	△50.83	0.04
合 計		134,700	149,900	△15,200	△10.14	100.00

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

《令和2年度との比較》

市税予算総額 1,347 億円 (令和2年度当初比 △152 億円)

個人市民税

所得総額及び納税義務者数の減少などを見込み、約 69 億円の減

法人市民税

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業収益の縮小及び税制改正に伴う法人市民税
(法人税割) の税率引下げ (9.7%→6.0%) の影響などにより、約 42 億円の減
令和2年度徴収猶予 (滞納) 分の収入により、約 3 億円の増

固定資産税

評価替えに伴う既存家屋の減価により、約 12 億円の減
設備投資の減少により、約 9 億円の減

新型コロナウイルス感染症経済対策における税制上の措置等により約 14 億円の減

II

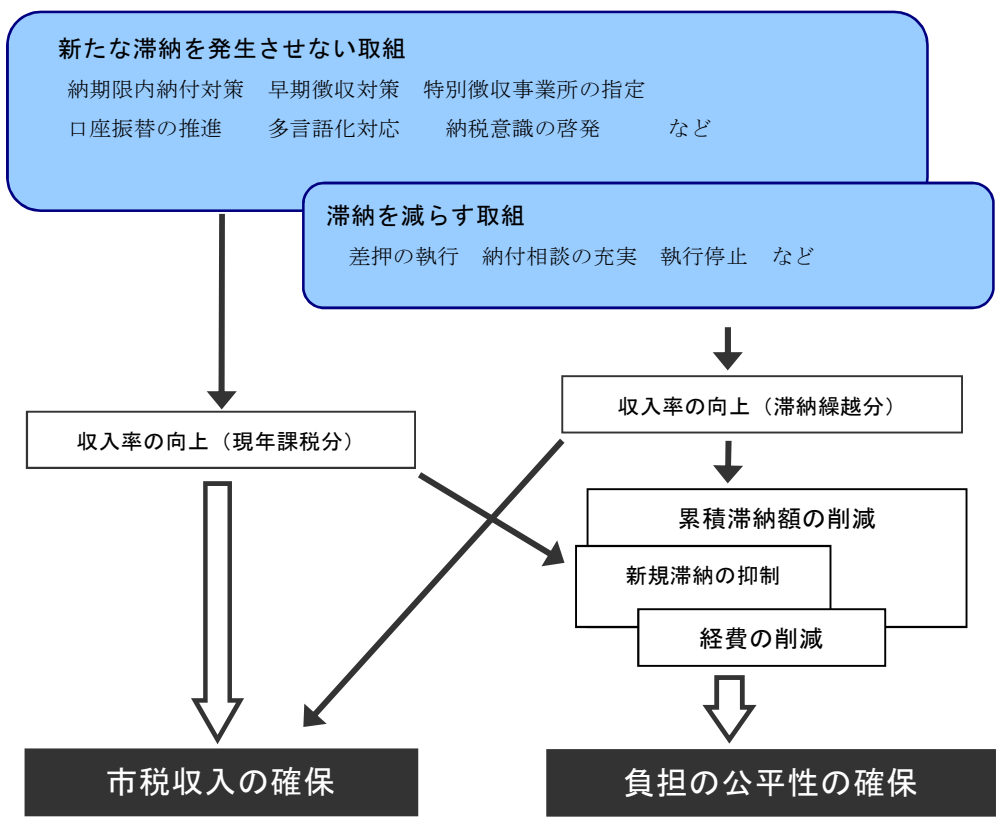
持続可能で安定的な税務行政への取組

1 収入率向上への取組

市税の収入率向上・累積滞納額削減は、市税収入の確保や税負担の公平性確保に極めて重要な要素である。

本市では、平成19年度に第1次、平成22年度に第2次、平成25年度に第3次、平成28年度に第4次の「市税滞納削減アクションプラン」(アクションプラン)を策定し、市税収入率向上・累積滞納額削減を進めてきた。この結果、第4次アクションプランの最終年度に当たる平成30年度には、それぞれ目標を達成することができた。

令和元年度には、第5次アクションプランを策定し、一層の収入率向上・累積滞納額削減に取り組んでいる。



【市税滞納削減アクションプラン】
 浜松市ホームページで公開しています。
[くらし・手続き](#) > [税金](#) > [制度の概要](#) > [市税滞納削減アクションプランについて](#)

2 市税滞納削減アクションプラン

第5次市税滞納削減アクションプラン概要（令和元年度～令和6年度）

1 目的

少子化による急速な人口減少と高齢化、第4次産業革命の進展、経済取引のグローバル化など、地域経済社会の大きな変化が見込まれる中であって、住民が健康で安心して生活を送るためには、地方自治体が、安定して持続可能な形で行政サービスを提供し続けることが必要である。これを実現するためには、市財政の根幹をなす市税の収入確保に向けた取組が一層重要なものとなっていく。

人口構造の変化に伴う税収構造の変化、税制の複雑化、業務の更なる効率化・高度化の要請、共生社会実現への取組、適正・公平な課税・徴収の実現を通じたSDGsの達成など、直面する諸課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい、持続可能で安定的な税務行政を構築していく必要があることを踏まえ、第5次アクションプランでは、税務行政の将来を見据えた中長期的な視点での取組を進めていく。

2 第5次削減プランの柱（ありたい姿）

- ・税財源の安定的な確保のため「健全財政の堅持」
- ・税財源の効率的な確保のため「生産性の向上」

3 最終目標と指標

第5次アクションプランでは、令和6年度における最終目標を設定しており、計画期間の各年度で設定する指標は、差異の原因分析や取組の見直し等のために活用する。

・納期内収入率

《目標値》

個人市民税の納期内収入率 95.63%（令和6年度）

・累積滞納額

《目標値》

累積滞納額 23億円以下（令和6年度）

・現年分収入率

現年分収入率は、税制改正に伴う税収構造の変化や景気動向による影響等により大きく変動する可能性が高いため、決算時に次年度の目標値を設定し、PDCAサイクルにより見直す。結果に関しては、毎年「市税のすがた」で評価分析を行い、その後の取組に反映していく。

《令和2年度目標値》

現年分収入率 99.40%

3 令和2年度の取組

(1) 税収確保に向けた挑戦

現年（現年課税）分の収納対策と累積滞納額の削減対策を積極的に展開し、税収確保に向けた取組を進めた。

<現年課税分の収納対策（新たな滞納を発生させない取組）>

●納税者の利便性の更なる向上

➤ 納付手段の多様化

【主な取組】

クレジットカード、インターネットバンキング納付の開始 コラム①

電子マネー納付（PayPay、LINE Pay）の導入準備及び周知[令和3年4月1日導入] コラム②

①「クレジットカード、インターネットバンキング納付」のスタート

令和2年度から、要望の多かったクレジットカード、インターネットバンキング納付を開始した。専用のスマートフォンアプリを使用して、コロナ禍においても外出をすることなく、自宅から24時間、納付が可能となった（対応税目は市・県民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割））。

②「電子マネー納付（PayPay、LINE Pay）」の導入準備及び周知

また、令和3年度から「電子マネー納付」を導入するため準備及び周知を行った。「電子マネー納付」はスマートフォン決済アプリ（PayPay、LINE Pay）を使用し、電子マネーにより納税するサービス。更なる納税手続きのデジタル化推進により、納税者の利便性、納期内納付及び収入率の向上を図る。

【電子マネー納付フロー図】



➤ 口座振替の普及促進 コラム③

【主な取組】

納税通知書にあらかじめ申込みに必要な納税者情報を記載した口座振替申込書を同封
口座振替促進リーフレット、啓発グッズの配付

Web口座振替受付サービス導入準備及び周知[令和3年4月1日導入]

➤ 新規特別徴収事業所への制度説明と納期内納入の勧奨

③口座振替促進の取組

納期内収入率の向上、収納手数料の抑止などの課題解決に向けて、アクションプランの目標実現のためのプロジェクトチーム（PT）において、口座振替促進の手法としてナッジ手法※の活用を検討した。

口座振替の促進リーフレット、啓発用クリアファイル作成、令和3年度開始のWeb口座振替受付サービスのチラシ作成などにナッジの手法を活用した。

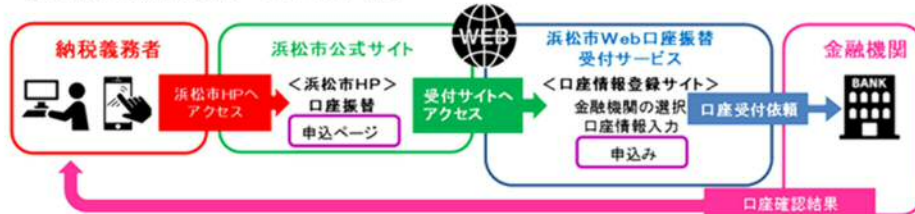


※ ナッジ(Nudge)：注意や合図のためにひじで軽くつつくことを意味する英単語が由来。個人の選択の自由を阻害することなく、各自がより良い選択を行うよう情報発信や選択肢の提示方法を工夫すること

なお、口座振替リーフレットの作成では、PTメンバーによる意見交換を行うとともに、横浜市有志職員が中心となって運営する「横浜市行動デザインチーム」(YBiT) から助言をいただきながら、文面やレイアウトの変更を行った。

また、令和3年度から「Web口座振替受付サービス」を導入するにあたり準備及び周知を行った。本サービスを利用することで、インターネット上で口座振替の申込手続きが可能となる。

【Web口座振替受付サービスフロー図】



～ 自宅やオフィスから簡単の手続き～
「横浜市Web口座振替受付サービス」スタート!
 税務課 053-457-2261

令和3年4月から、パソコンやスマートフォン、タブレット端末からWeb上で浜松市の口座振替・口座振込の申込みができるようになりました。(※1) (※2) (※3) (※4) (※5)

- ※24時間いつでも申込み可能 (※6) (※7) (※8)
- ※納税への記入・納付不審、金融機関へ問い合わせ等
- ※受付料：納付月分15日まで申込み可能

ご利用いただける市税

- 市民税(住民税) (※9) (※10)
- 固定資産税(※11) (※12)
- 軽自動車税(※13)

ご利用いただける金融機関

- 新幹線銀行 ● スカイ銀行 ● 滋賀銀行 ● 愛知銀行 ● 名古屋銀行 ● 静岡中央銀行
- 横浜銀行 ● 三井住友銀行 ● 三菱UFJ銀行 ● ゆうちょ銀行
- 横浜信用金庫 ● 遠東信用金庫 ● ゆうちょ銀行

ご利用いただける方

- 上記金融機関の個人(※14)の口座(※15)にゆうちょ銀行の場合は、通常貯蓄口座(※16)と設定する必要があります。
- 電子マネー・ポイントなどを決済手段とし、金融機関の口座振替・口座振込の申込みはできません。
- 電子マネー・ポイントなどを決済手段とし、金融機関の口座振替・口座振込の申込みはできません。

申込期間と口座振替日 ● 口座振替依頼書の申込期間と異なります。

Web口座振替申込期間	口座振替日 (※17)	納付期限 (※18)
4月15日	1期	1期 4月末日
5月15日	2期	2期 5月末日
6月15日	3期	3期 6月末日
7月15日	4期	4期 7月末日
8月15日	5期	5期 8月末日
9月15日	6期	6期 9月末日
10月15日	7期	7期 10月末日
11月15日	8期	8期 11月末日
12月15日	9期	9期 12月末日
1月15日	10期	10期 1月末日
2月15日	11期	11期 2月末日
3月15日	12期	12期 3月末日

市税口座振替の申込みは自宅やオフィスで **浜松市HP** から!

STEP1 「浜松市ホームページ」へアクセス

- 事前準備
 - 以下のとおりお申し込みください。(※19) (※20) (※21) (※22) (※23) (※24) (※25) (※26) (※27) (※28) (※29) (※30) (※31) (※32) (※33) (※34) (※35) (※36) (※37) (※38) (※39) (※40) (※41) (※42) (※43) (※44) (※45) (※46) (※47) (※48) (※49) (※50) (※51) (※52) (※53) (※54) (※55) (※56) (※57) (※58) (※59) (※60) (※61) (※62) (※63) (※64) (※65) (※66) (※67) (※68) (※69) (※70) (※71) (※72) (※73) (※74) (※75) (※76) (※77) (※78) (※79) (※80) (※81) (※82) (※83) (※84) (※85) (※86) (※87) (※88) (※89) (※90) (※91) (※92) (※93) (※94) (※95) (※96) (※97) (※98) (※99) (※100)
- 検索選択
 - 申込みしたい市税を選択してください。(※1) (※2) (※3) (※4) (※5) (※6) (※7) (※8) (※9) (※10) (※11) (※12) (※13) (※14) (※15) (※16) (※17) (※18) (※19) (※20) (※21) (※22) (※23) (※24) (※25) (※26) (※27) (※28) (※29) (※30) (※31) (※32) (※33) (※34) (※35) (※36) (※37) (※38) (※39) (※40) (※41) (※42) (※43) (※44) (※45) (※46) (※47) (※48) (※49) (※50) (※51) (※52) (※53) (※54) (※55) (※56) (※57) (※58) (※59) (※60) (※61) (※62) (※63) (※64) (※65) (※66) (※67) (※68) (※69) (※70) (※71) (※72) (※73) (※74) (※75) (※76) (※77) (※78) (※79) (※80) (※81) (※82) (※83) (※84) (※85) (※86) (※87) (※88) (※89) (※90) (※91) (※92) (※93) (※94) (※95) (※96) (※97) (※98) (※99) (※100)

STEP2 基本情報・税情報・口座情報 入力

お申込みの氏名・住所情報 ● 基本情報入力 ● 税情報入力 ● 口座情報入力

STEP3 登録完了メール受信

※浜松市HPの市税課長専用メール「e-Tax」の受信状況を確認してください。登録完了メールを受信したら、登録完了です！
 ※登録完了メールを受信しない場合は、お申し込みのメールアドレスを確認してください。また、お申し込みのメールアドレスが正しいかどうかを確認してください。お申し込みのメールアドレスが正しいにもかかわらず、登録完了メールを受信しない場合は、お申し込みのメールアドレスが正しいかどうかを確認してください。

＜Web 口座振替振替受付サービスの案内チラシ＞

●早期徴収対策

- 滞納早期から差押え等の法的処分を中心とした滞納整理を推進
- 民間委託による電話、訪問催告の推進

【主な取組】

オペレーターや訪問催告に加え、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の5か国語）の自動音声による納付催告及び3者通話による通訳サービスを令和元年6月から継続実施

●税務事務における多言語化など地域の実情に即した納税推進

- 浜松納税意識市民会議との連携による啓発 コラム④・⑤

【主な取組】

納税啓発パンフレット（日本語版・ポルトガル語版）の作成
座談会の開催

④納税啓発パンフレットの作成

今後、納税者となる若年層や、日本の税制度に不慣れな外国人に納税の大切さを知ってもらうため対象者のニーズに合わせた日本語版（若年層対象）、外国語版（ポルトガル語）の2種類のパンフレットを作成。作成に当たっては、学生や公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）の意見を取り入れ、HICE、在浜松ブラジル総領事館等で配布した。



（提供）浜松納税意識啓発市民会議

⑤座談会の開催

「社会生活と税の役割」について、国・県・市の若手税務職員及び大学生による座談会を開催した。座談会の様子は、フリーペーパー「静岡新聞びぶれ」に掲載し、県西部の市民等に広く啓発を図った。



<座談会の様子>



●税関係資料の多言語化

【主な取組】

ポルトガル語版「個人住民税のあらまし」の作成及び窓口への配架

外国人転入者向けのウェルカムパックに、英語及びポルトガル語の個人住民税や軽自動車税の説明資料を同封

多言語生活情報サイト「カナルハママツ」にて、6か国語による税金の説明を掲載
納付催告書に催告内容を翻訳したホームページが表示されるQRコードを掲載し、外国人の早期の納付相談を促進

<累積滞納額の削減（滞納を減らす取組）>

●滞納処分優先の整理

➤ 差押え等の法的処分を中心とした滞納整理の推進

【主な取組】

静岡県個人住民税徴収対策本部会議と連携した県下一斉の取組

静岡地方税滞納整理機構との連携による滞納整理の推進

(2) 新時代にふさわしい税務行政実現に向けた挑戦

業務のスマート化をはじめ、新たな時代にふさわしい税務行政の一層の効率化・高度化を進めたほか、高い意識と専門性、企画調整能力などを有する、新たな時代の税務職員にふさわしい人材の育成に取り組んだ。

< ICT の活用等による課税・徴収の効率化・高度化 >

●課税業務の効率化・高度化

- 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

【主な取組】

特別徴収事業所の利便性向上のため、特別徴収税額の当初及び月例通知を電子送信

- 法人市民税申告書の印刷・審査業務及び市税還付事務作業の一部を RPA¹化
- デジタル地番図の導入に向けた準備

【主な取組】

ホームページ上で浜松市の土地の地番や形状などの参考情報を提供するための研究・調整

●徴収業務の効率化・高度化

- BI ツール²による効率的・効果的な滞納整理の実施

【主な取組】

BI ツールにより蓄積データを可視化し、徴収担当職員の調査や滞納整理方針決定に費やす業務を効率化、迅速化

< 新時代の税務行政を担う人材の育成と柔軟な組織運営 >

- 税務が直面する重要テーマに関するプロジェクトチーム（PT）の設置と研究等

【主な取組】

多文化共生、税務事務のデジタル化、EBPM³手法の活用、ナッジ手法の活用、大規模災害対応、人材育成・税制度等の調査研究に関し、それぞれ若手職員を中心とした PT を設置して税務が直面する課題を研究

¹ RPA(Robotic Process Automation)とは、ロボットによる業務自動化のことで、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

² BI(Business Intelligence)ツールとは、蓄積された大量の情報を集約分析し、可視化（グラフ化）することで迅速な意思決定を補助するツール。

³ EBPM(Evidence-based Policy Making)とは、根拠に基づく政策立案という意味。統計データや各種指標など客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。

➤ 大規模災害対応（家屋調査部）

【主な取組】

災害時における被災者支援を迅速に行うため、PTメンバーが過去の被災地支援の派遣経験を活かしつつ、税務担当部局が担う被災家屋調査業務、り災証明交付業務などに関する対応マニュアルの整備

次年度導入予定の被災者生活再建支援システムを用いて被災家屋調査、り災証明書発行等の研修・訓練を実施 コラム⑥

⑥被災者生活再建支援システムを用いた訓練の実施

災害時における被災者支援の迅速な対応に備え、令和3年4月1日に本格導入される被災者生活再建支援システムを用いて、被災家屋調査、り災証明書発行等の研修・訓練を実施した。



<令和2年度り災証明書発行訓練の様子>

➤ 財務部税務担当「危機管理マニュアル」の改定等

【主な取組】

政策法務主任からなるPTメンバーにより、関係法令や市の危機管理対応のルール等を踏まえつつ、税務事務のリスクマネジメントのあるべき姿に向けて危機管理マニュアルを整備

賦課から徴収までの業務過程の再確認（業務フローの作成）による税務担当部局間の連携強化

4 令和2年度の実績

(1) 個人市民税納期内収入率

<年度ごとの指標>

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
							目 標
指 標	-	95.38	95.43	95.48	95.53	95.58	95.63
実 績	95.33	95.18	95.63	/	/	/	/
比 較	-	△0.20pt	0.20pt	/	/	/	/

個人市民税の納期内収入率について、クレジットカード、インターネットバンキング納付の開始や共通納税システムの利用拡大の影響により、95.63%となった。

(2) 累積滞納額

<年度ごとの指標>

(単位：億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
							目 標
指 標	-	24.5	24.2	23.9	23.6	23.3	23.0
実 績	24.8	23.3	30.3	/	/	/	/
比 較	-	△1.2	6.1	/	/	/	/

累積滞納額は、前年度からの滞納繰越額は削減したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の悪化や徴収猶予等の影響及び積極的な滞納整理が図れなかったことにより現年分の未納が増加した結果、30.3億円となった。

(3) 現年分収入率

<令和2年度の目標及び実績>

	令和2年度
目 標	99.40%
実 績	98.85%
比 較	△0.55pt

現年分収入率は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の悪化及び納付が困難な納税義務者等への徴収猶予の対応を優先したことなどにより、目標値 99.40%を 0.55 ポイント下回る 98.85%（対前年度比△0.50pt）となった。

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響等が懸念されるものの、令和3年度の目標値について 99.40%とし、納付手段の多様化の推進等をはじめ、第5次アクションプランに基づく取組を行う。

Ⅲ 国・県との関わり

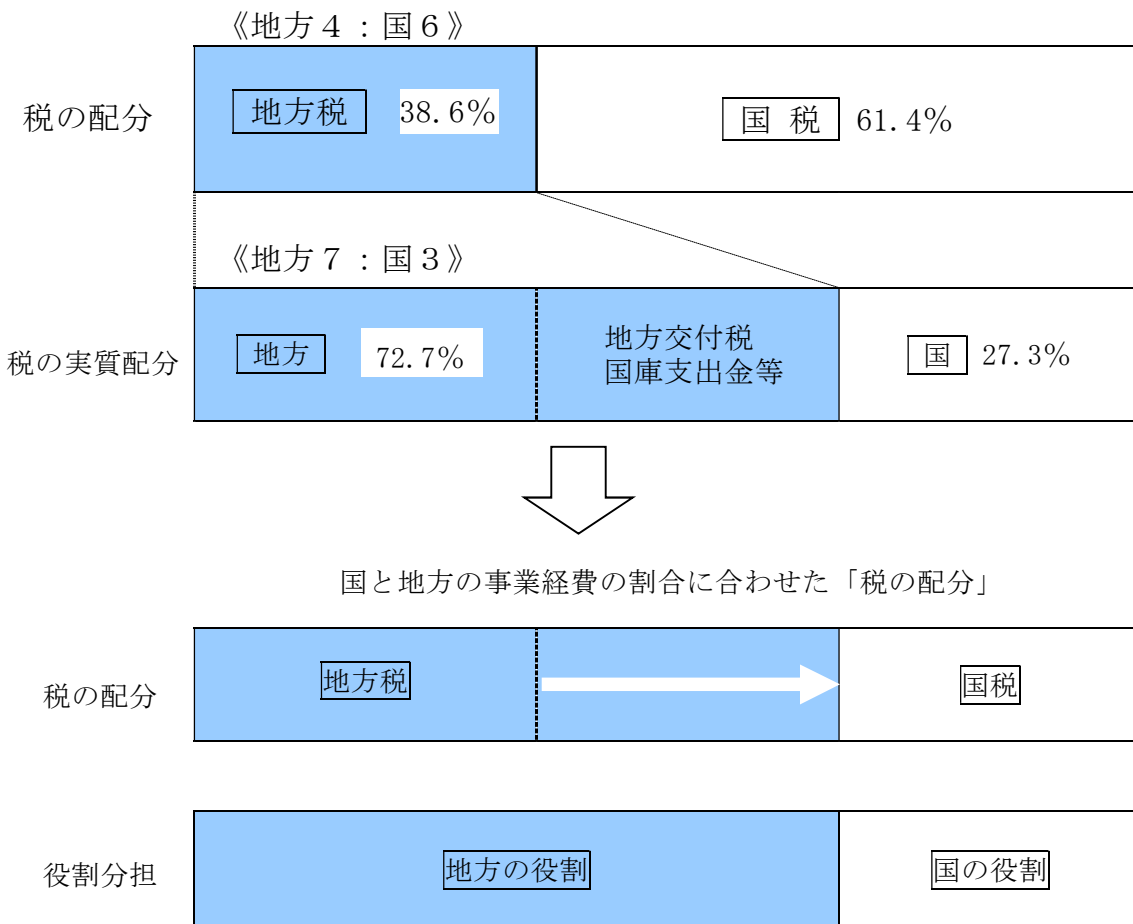
1 国と地方の税体系

令和3年度の地方と国の税配分は、地方38兆3,448億円、国61兆667億円で、地方4：国6の割合である。

一方、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などによる再配分の結果、地方72兆2,276億円、国27兆1,839億円で、地方7：国3となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会の実現のためには、国と地方の事業の実質的な「税の配分」となるように、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国と地方における税の配分状況（令和3年度）



(出典) 指定都市市長会「令和4年度 国の施策及び予算に関する提案」

2 市域内税収について

市域内税収とは、市域内の住民や企業が負担する全ての税金のことであり、令和元年度決算では、国・県・市あわせて本市における市域内税収は約 5,305 億円となっている。内訳は、国税が約 2,736 億円 (51.57%)、県税が約 1,056 億円 (19.91%)、市税が約 1,513 億円 (28.52%) と、国税が占める割合が大きい。

本市の市域内税収（令和元年度決算）

区分	税目	市域内税収額	市への配分額	市への配分割合
国 税	所得税	971 億円	1,058 億円	38.7%
	法人税	526 億円		
	相続税	134 億円		
	消費税	782 億円		
	その他の税	322 億円		
	小計	2,736 億円		
県 税	個人県民税	187 億円	735 億円	69.6%
	法人県民税	51 億円		
	事業税	381 億円		
	地方消費税	185 億円		
	自動車税	128 億円		
	その他の税	125 億円		
	小計	1,056 億円		
市 税	個人市民税	651 億円	1,513 億円	100.00%
	法人市民税	121 億円		
	固定資産税	545 億円		
	軽自動車税	22 億円		
	その他の税	174 億円		
	小計	1,513 億円		
合計		5,305 億円	3,306 億円	62.3%

※ 国税・県税は推計値

※ 表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがある。

3 国に対する要望活動

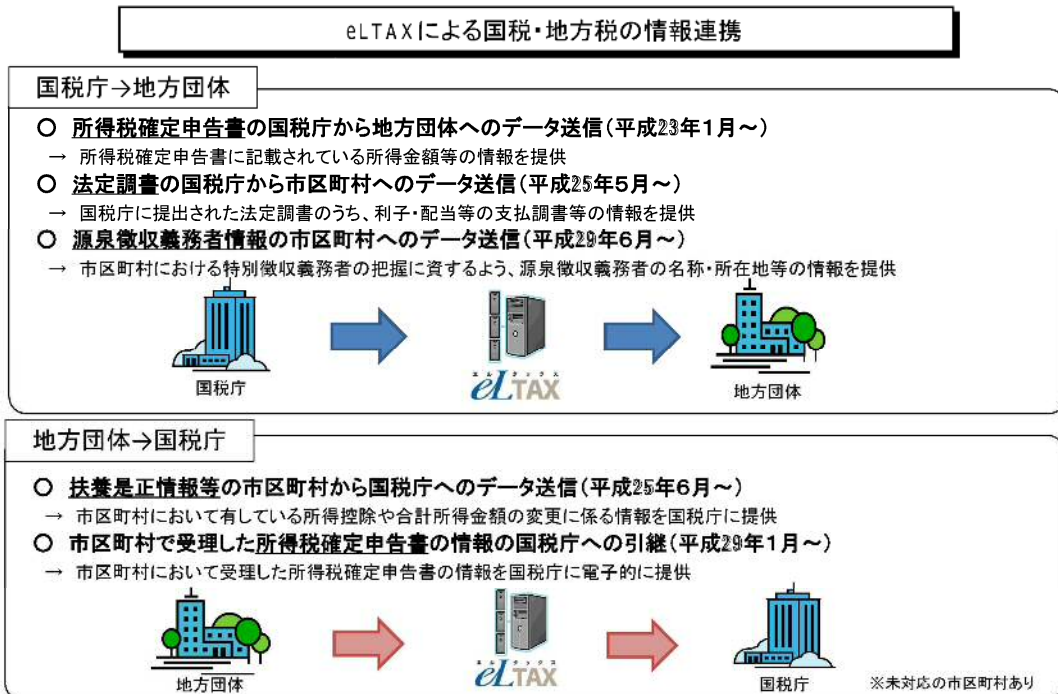
社会経済情勢の変化に伴う社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっているなか、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生への取組、福祉・医療・教育の充実、激甚化する自然災害への対策等を講じていくため税財源の安定的確保が不可欠である。とりわけ指定都市は、圏域における中枢都市として、先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠である。そのため、各指定都市等と連携を図り、国に対して、国・地方間の税源配分の是正や都市税源の拡充強化等の税制度の改正が行われるよう要望している。

指定都市市長会「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（令和3年度）」（抄）

- 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。
- 消費・流通課税の充実
都市税源である消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。
特に、地方消費税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- 所得課税の充実（個人住民税）
市町村の基幹税目であり、税収の安定した個人住民税について、国・地方間の税源配分を是正する中で、より一層の充実を図ること。
- 所得課税の充実（法人住民税）
都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正により、配分割合の拡充を図ること。
- 固定資産税の安定的確保
固定資産税は、税源の偏在性が小さく、基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

4 国との連携（主な取組）

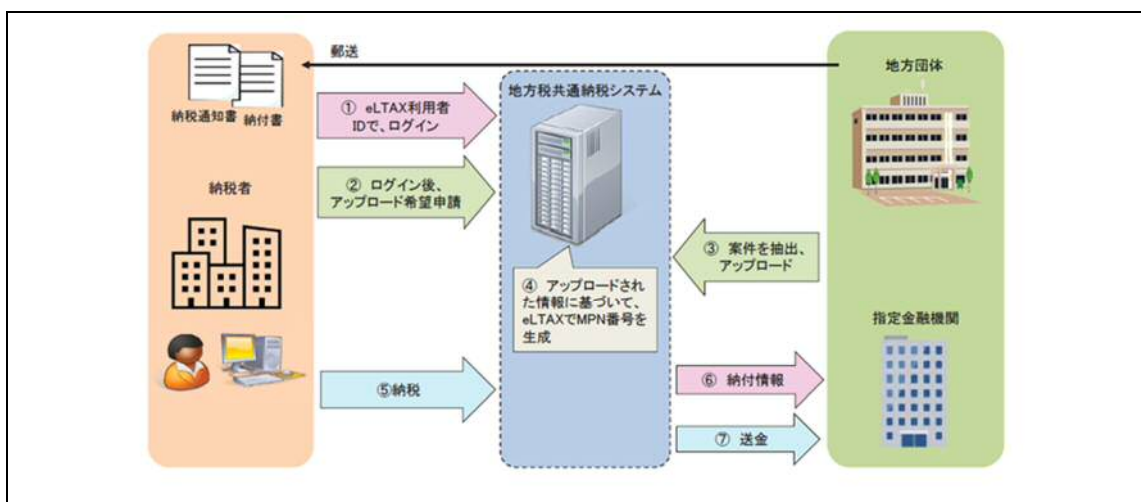
（1）eLTAXによる国税・地方税の情報連携



（出典）「総務省 地方財政審議会 地方税の電子化について」

（2）eLTAXによる対象税目の拡大

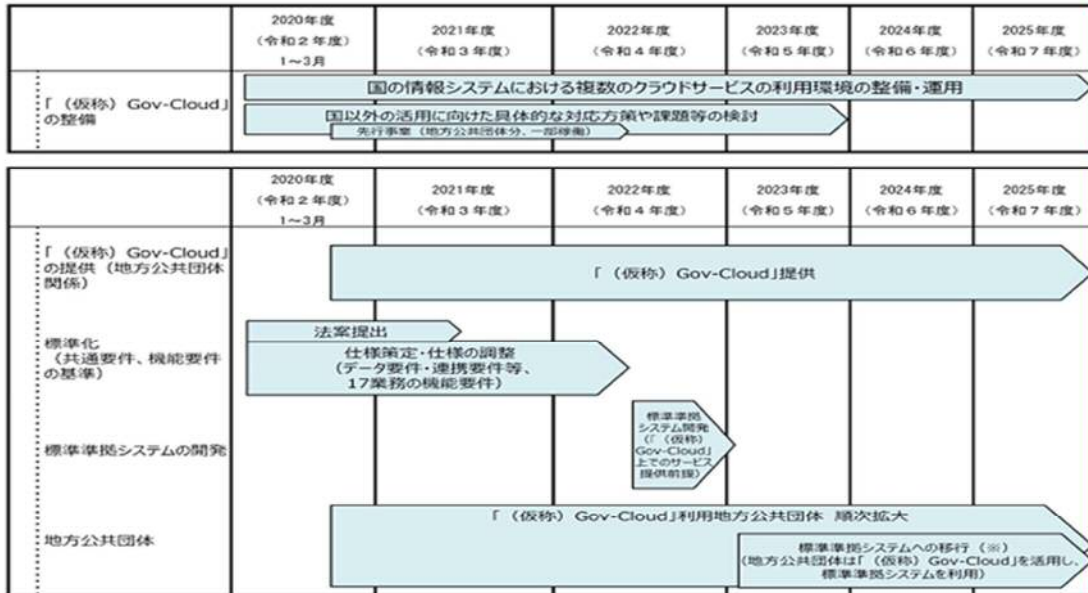
地方税における電子化の推進に関する検討会の構成員として、国及び地方税共同機構が進める検討会に参加した。令和3年度税制改正において、令和5年度以降の課税分から固定資産税、都市計画税、自動車税種別割（県税）及び軽自動車税種別割が対象税目として追加されることとなった。



（出典）「令和2年度 地方税における電子化の推進に関する検討会」

(3) 税務システム標準化・共通化の取組

地方自治体の情報システムについては、自治体行政のデジタル化に向け、国の主導的な支援の下で標準化を進めている。本市も国、自治体、事業者による税務システム等標準化検討会の構成員として、税務システムや帳票等の標準化の具体的な検討に参加している。



(出典)「デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)」

(4) 租税教室

西遠・北遠地区租税教育推進協議会の会員として、市内小学校における租税教室の実施(本市としては13回(29コマ)開催(令和2年度実績))

(5) 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせ、国や県等と連携した広報の実施

- 地方税共同機構が作成した「税を考える週間」ポスターの掲出
- 市役所本庁舎1階ロビーにて「税に関する作品展」の展示
- 国・県・市職員、学生による税に関する座談会の開催

5 県との連携（主な取組）

（１）静岡地方税滞納機構

・趣旨

静岡県と県内全 35 市町を構成団体とし、徴収が難しい税滞納案件を共同で専門的に処理する広域連合として、平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案の滞納処分及び相談事務

税務研修事業・・・構成団体職員への徴収研修や課税研修の開催

申告書の受付等・・・軽自動車税申告書の受付、審査、保管等

・徴収実績（令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日）（単位：千円、％）

	浜松市	静岡県全体(※)
移管金額①	135,717	1,576,417
徴収金額②	70,759	678,888
収入率 ②÷①	52.1%	43.1%

※県財務事務所分を含む

・移管予告の効果

（単位：千円、件）

催告対象金額（本税）	291,879	446 件
納付金額（延滞金含む）	54,406	完納件数 41 件・納付約束件数 42 件

・移管の効果

（単位：千円、件）

機構徴収額(A)	70,759	115 件（うち完納 34 件）
経費(B) (機構への負担金支出)	19,745	基本負担額 (100) 処理件数割額 (12,650) 徴収実績割額 (6,995)
返還額(C)	1,202	負担金に対する執行残
効果額 (A)-(B)+(C)	52,216	—

（２）静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・内容

「地域社会の会費」といわれる個人市民税・県民税の収入率向上と滞納額の削減を図り、地域の課題に応じた徴収対策を実施するため平成 30 年度から、県内財務事務所単位で地区部会を設置し取組を進めている。

IV 統計からみた浜松市の税

1 過去5年間の決算の特徴

(1) 税目別収入額の推移

(単位：百万円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民税	個人	47,635	47,831	62,669	65,143	65,506
	法人	10,518	11,323	13,884	12,052	7,923
固定資産税		52,416	53,421	53,519	54,470	55,065
軽自動車税		1,947	2,041	2,140	2,242	2,395
市たばこ税		4,896	4,614	4,517	4,532	4,366
事業所税		4,959	5,067	5,150	5,330	5,355
都市計画税		7,349	7,404	7,352	7,452	7,522
その他の税		132	129	114	121	46
合計		129,852	131,831	149,344	151,343	148,178

※ 現年課税分と滞納繰越分の合計

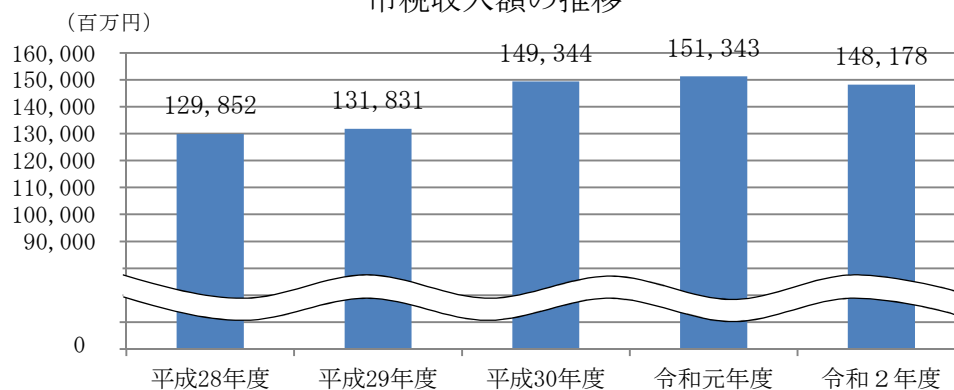
平成29年度は雇用環境の改善による個人市民税の増や企業収益の改善による法人市民税の増により、全体では前年度に比べ増となった。

平成30年度は県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲による個人市民税の増や企業収益の改善による法人市民税の増により、全体では前年度に比べ増となった。

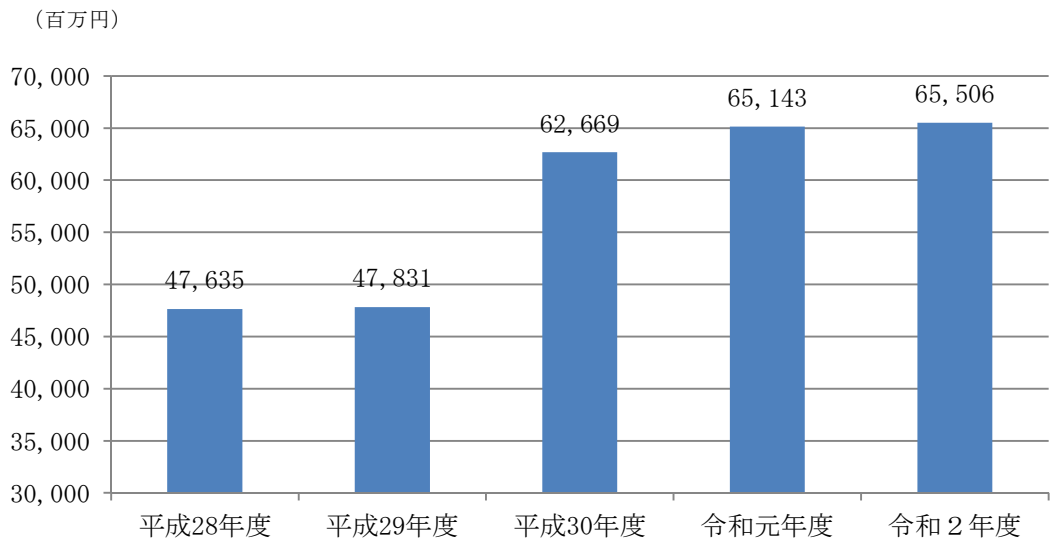
令和元年度は給与所得者の増による個人市民税の増や家屋の新增築及び企業の設備投資の増加による固定資産税の増により、前年度に比べ約20億円増の約1,513億円となった。

令和2年度は給与所得者の増などによる個人市民税の増や新增築による固定資産税の増があったものの、コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正等による法人市民税の減が多く影響し、前年度に比べ約32億円減の約1,482億円となった。

市税収入額の推移



個人市民税

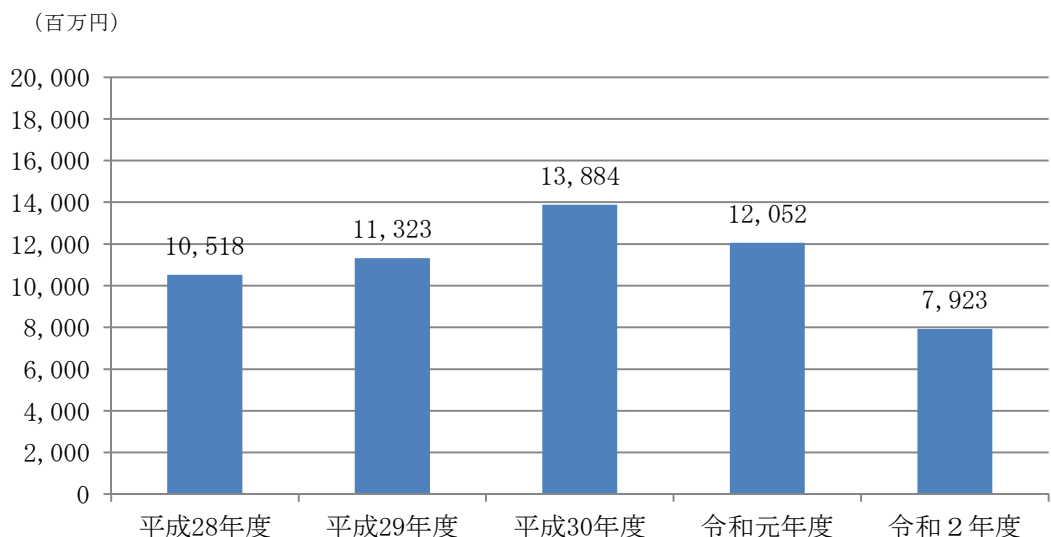


平成30年度は、県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、増となった。

令和元年度は、給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約24億7千万円増の約651億4千万円となった。

令和2年度は、給与総額及び給与所得者の増などにより、前年度に比べ約3億6千万円増の約655億1千万円となった。

法人市民税

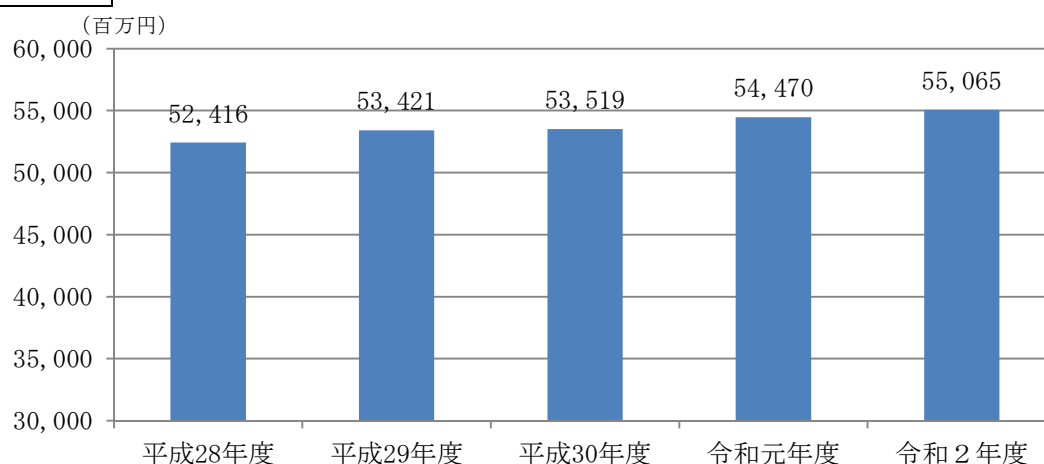


平成29年度及び平成30年度は、企業収益の改善が影響し、増となった。

令和元年度は、企業収益の縮小により、前年度に比べ約18億3千万円減の約120億5千万円となった。

令和2年度は、コロナ禍による経済活動の悪化及び法人税割税率改正等の影響により、前年度に比べ約41億3千万円減の約79億2千万円となった。

固定資産税



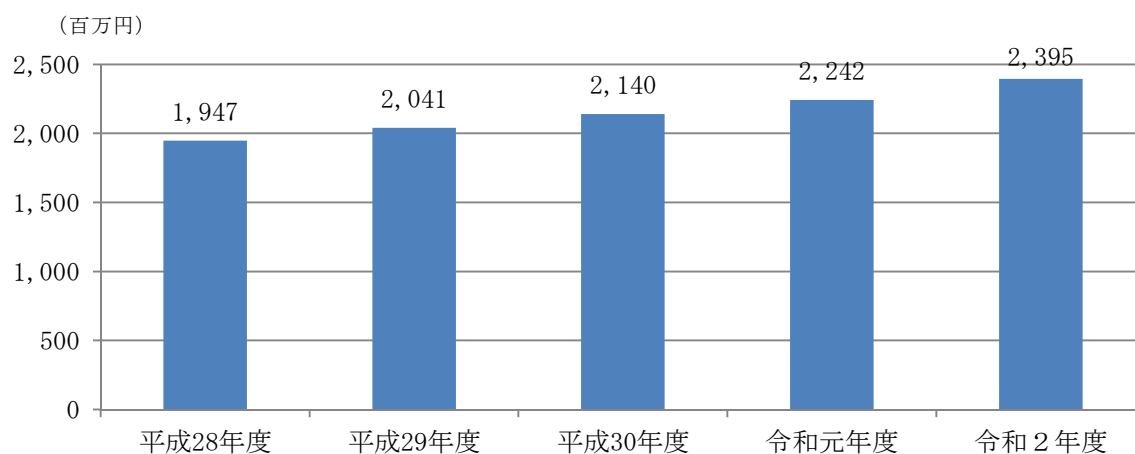
平成29年度は家屋の新增築等により、前年度に比べ約10億円増の約534億2千万円となった。

平成30年度は、評価替えに伴う既存家屋の経年減価による減があったものの、企業の設備投資による償却資産の増などにより、前年度に比べ約1億円増の約535億2千万円となった。

令和元年度は、家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約9億5千万円増の約544億7千万円となった。

令和2年度は、家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増により前年度に比べ約6億円増の約550億7千万円となった。

軽自動車税



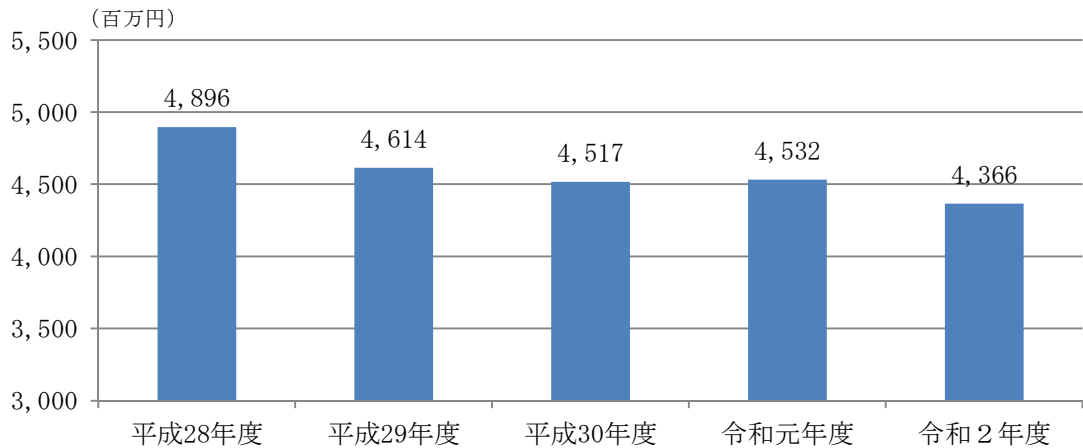
軽四輪自動車の登録台数は、毎年増加している。

平成28年度は税率改正や経年車への割増課税等により、増となった。

令和元年度は、新たに環境性能割が令和元年10月1日から導入されたことなどにより、前年度に比べ約1億円増の約22億4千万円となった。

令和2年度は、新型コロナウイルスに係る税制上の措置として環境性能割の臨時的軽減期間が延長されたものの、環境性能割適用期間の通年化により、前年度に比べ約1億5千万円増の約24億円となった。

市たばこ税

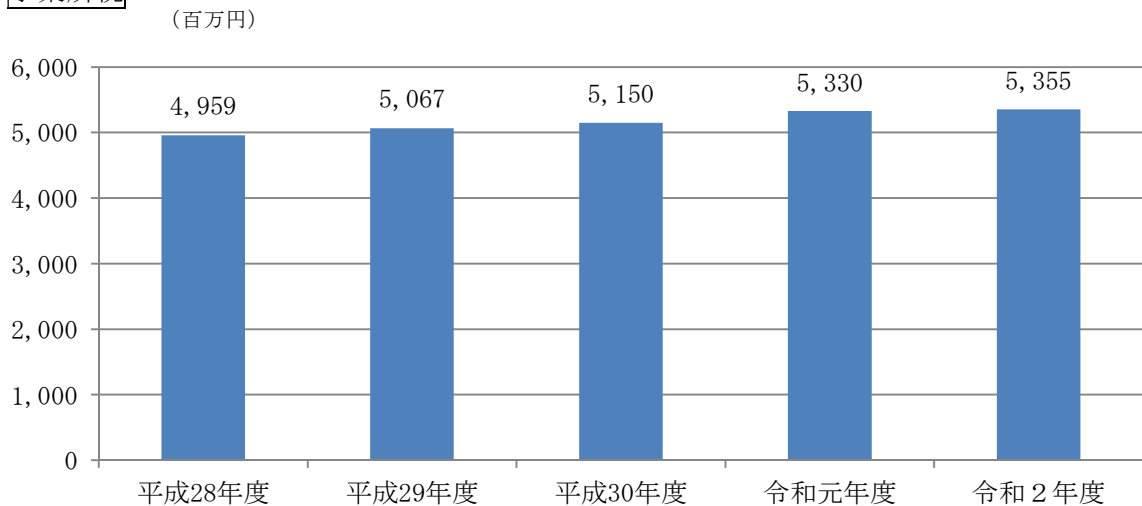


喫煙者は、減少傾向が続いている。また、税率の負担が低い加熱式たばこの普及に伴い、紙巻たばこの販売本数が減少しており、市たばこ税は減収傾向が続いている。

令和元年度は、紙巻たばこの税率改正及び加熱式たばこの課税方式見直しが行われたことから、売渡本数は減少したものの、前年度に比べ約1千万円増の約45億3千万円となった。

令和2年度は、売渡本数の減少により、前年度に比べ約1億7千万円減の約43億7千万円となった。

事業所税



事業所税は、大きな変動がなく推移している。

令和元年度は、前年度に比べ約1億8千万円増の約53億3千万円となった。

令和2年度は、前年度に比べ約3千万円増の約53億6千万円となった。

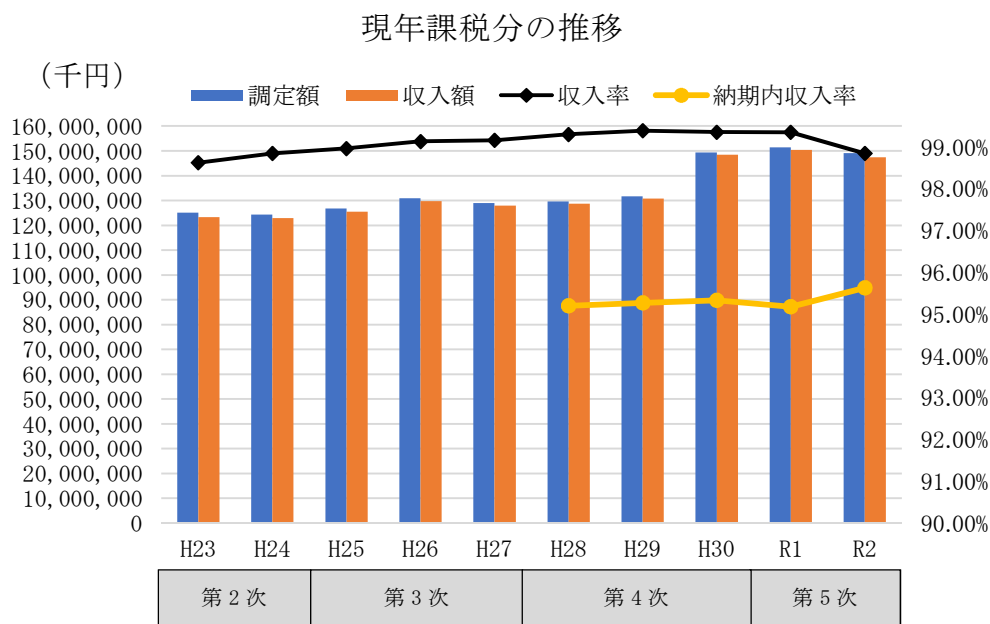
(2) 収入額、収入率の推移

現年課税分

(単位：千円、%)

	調定額	収入額	収入率	納期内収入率
平成 23 年度	125,059,237	123,340,696	98.63	
平成 24 年度	124,342,438	122,908,560	98.85	
平成 25 年度	126,761,932	125,451,337	98.97	
平成 26 年度	130,904,421	129,772,034	99.13	
平成 27 年度	128,965,729	127,885,679	99.16	
平成 28 年度	129,669,693	128,764,701	99.30	95.20
平成 29 年度	131,641,665	130,839,269	99.39	95.27
平成 30 年度	149,408,123	148,445,324	99.36	95.33
令和元年度	151,424,216	150,443,704	99.35	95.18
令和 2 年度	149,101,648	147,382,996	98.85	95.63

※納期内収入率は、個人市民税の納期内収入率



市税滞納削減アクションプランの取組による早期徴収対策や経済情勢の好転、平成 30 年度の県費負担教職員制度権限移譲に伴う税源移譲により、収入額は令和元年度まで増加していた。収入率は、平成 29 年度決算では過去最高の 99.39%となった。

令和 2 年度決算は、コロナ禍による経済活動の悪化や徴収猶予等により、収入額は前年度から約 32 億円減の約 1,482 億円、現年課税分収入率は前年度から 0.50 ポイント減少の 98.85%となった。

滞納繰越分

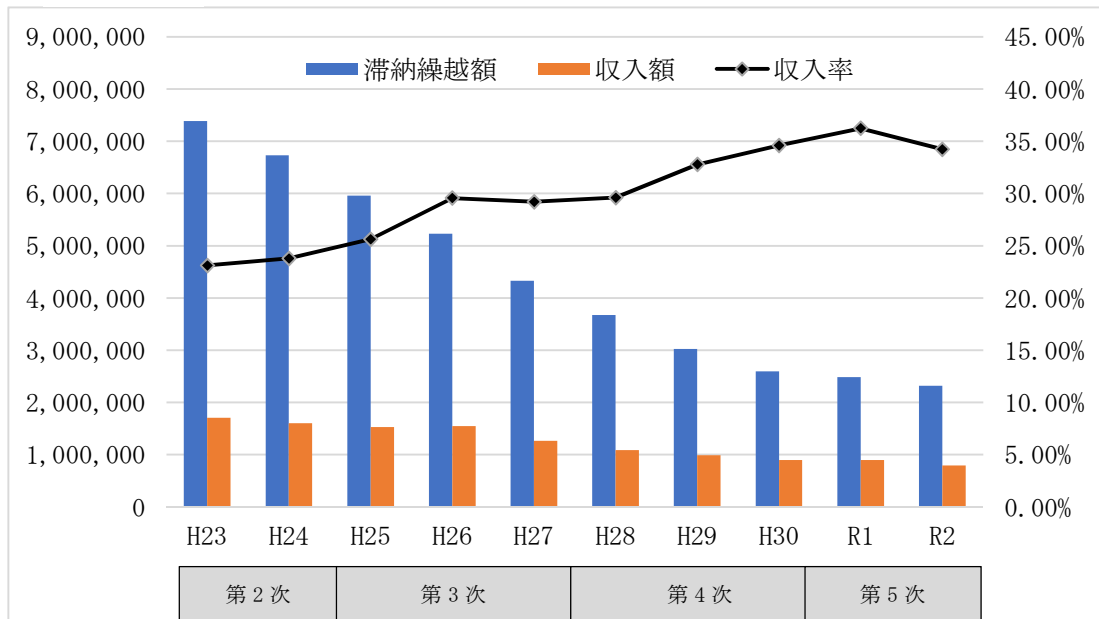
(単位：千円、%)

	滞納繰越額	収入額	収入率
平成 23 年度	7,389,077	1,707,823	23.11
平成 24 年度	6,730,452	1,600,534	23.78
平成 25 年度	5,959,442	1,527,291	25.63
平成 26 年度	5,228,071	1,545,202	29.56
平成 27 年度	4,329,424	1,264,669	29.21
平成 28 年度	3,672,001	1,086,861	29.60
平成 29 年度	3,026,272	991,765	32.77
平成 30 年度	2,596,425	898,423	34.60
令和元年度	2,481,944	899,267	36.23
令和 2 年度	2,322,270	794,956	34.23
令和 3 年度	3,032,024	-	-

※令和 3 年度は、年度当初の滞納繰越額

(千円)

滞納繰越分の推移



<市税滞納削減アクションプラン>

早期の徴収対策による新規滞納繰越額の抑制や差押え等を中心とした滞納整理等により、累積滞納額（滞納繰越額）は減少し、令和元年度末に約 23 億 3 千万円となった。

しかし、令和 2 年度はコロナ禍による経済活動の悪化や徴収猶予等により、累積滞納額（滞納繰越額）は前年度から約 7 億円増の約 30 億 3 千万円となった。

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：令和 3 年 9 月